

入間市市民会館の設置及び管理条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正案	現 行
<p>別表（第11条関係）</p> <p>1 ホール、楽屋等使用料</p> <p>使用料の加算等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料等を徴収する場合又は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。</p> <p>(3) 略</p> <p>備考 略</p> <p>2 会議室及び展示室</p>	<p>別表（第11条関係）</p> <p>1 ホール、楽屋等使用料</p> <p>使用料の加算等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市内又は所沢市、飯能市若しくは<u>狭山市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料等を徴収する場合又は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。</p> <p>(3) 略</p> <p>備考 略</p> <p>2 会議室及び展示室</p>
<p>略</p> <p>使用料の加算等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。</p>	<p>略</p> <p>使用料の加算等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市内又は所沢市、飯能市若しくは<u>狭山市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。</p>

入間市産業文化センター設置及び管理条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>別表（第14条関係）</p> <p>1 ホール使用料</p> <p>略</p> <p>使用料の加算等</p> <p>1 略</p> <p>2 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。</p> <p>3 略</p> <p>備考 略</p> <p>2 集会室等使用料</p> <p>略</p> <p>使用料の加算等</p> <p>1 略</p> <p>2 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。</p>	<p>別表（第14条関係）</p> <p>1 ホール使用料</p> <p>略</p> <p>使用料の加算等</p> <p>1 略</p> <p>2 市内又は所沢市、飯能市若しくは<u>狭山市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。</p> <p>3 略</p> <p>備考 略</p> <p>2 集会室等使用料</p> <p>略</p> <p>使用料の加算等</p> <p>1 略</p> <p>2 市内又は所沢市、飯能市若しくは<u>狭山市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。</p>

入間市男女共同参画推進センター条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第8条 センターの会議室及び設備(以下「会議室等」という。)を使用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>において男女共同参画を推進する団体</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第8条 センターの会議室及び設備(以下「会議室等」という。)を使用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内又は所沢市、飯能市<u>若しくは狭山市</u>において男女共同参画を推進する団体</p> <p>(2)・(3) 略</p>

入間市体育施設設置及び管理条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行		
<p>(目的外使用)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の目的外に使用する使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有する個人、法人、団体等が使用しようとするときは、別表第3又は別表第4に規定する使用料の2倍の金額</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第3（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。ただし、プールの使用料は除く。</p> <p>別表第4（第12条関係）</p> <p>中央公園の使用料</p> <p>1 野球場</p>	略	<p>(目的外使用)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の目的外に使用する使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内又は所沢市、飯能市<u>若しくは狭山市</u>の区域内に住所を有する個人、法人、団体等が使用しようとするときは、別表第3又は別表第4に規定する使用料の2倍の金額</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第3（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市内又は所沢市、飯能市<u>若しくは狭山市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。ただし、プールの使用料は除く。</p> <p>別表第4（第12条関係）</p> <p>中央公園の使用料</p> <p>1 野球場</p>	略
略			
略			

<p>(1) 野球場使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>ア 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有する児童及び生徒が使用する場合の使用料は、規定使用料の半額とする。</p> <p>イ 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 テニスコート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>ア 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有する児童及び生徒が使用する場合の使用料は、規定使用料の半額とする。</p> <p>イ 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(1) 野球場使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>ア 市内又は所沢市、飯能市<u>若しくは狭山市</u>の区域内に住所を有する児童及び生徒が使用する場合の使用料は、規定使用料の半額とする。</p> <p>イ 市内又は所沢市、飯能市<u>若しくは狭山市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 テニスコート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>ア 市内又は所沢市、飯能市<u>若しくは狭山市</u>の区域内に住所を有する児童及び生徒が使用する場合の使用料は、規定使用料の半額とする。</p> <p>イ 市内又は所沢市、飯能市<u>若しくは狭山市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。</p> <p>3 略</p>
--	--

入間市健康福祉センター条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>別表第3（第12条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 市内又は所沢市、飯能市、<u>狭山市若しくは日高市</u>の区域内に住所を有しない者（市内に在勤又は在学する者を除く。）の使用料は、倍額とする。</p>	<p>別表第3（第12条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 市内又は所沢市、飯能市<u>若しくは狭山市</u>の区域内に住所を有しない者（市内に在勤又は在学する者を除く。）の使用料は、倍額とする。</p>

入間市農村環境改善センター設置及び管理条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>別表（第14条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 テニスコート及びゲートボール場の使用料</p> <p>略</p> <p>備考 市内又は所沢市、<u>飯能市、狭山市</u>若しくは<u>日高市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等が使用する場合は、規定使用料に100分の50を加算する。</p>	<p>別表（第14条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 テニスコート及びゲートボール場の使用料</p> <p>略</p> <p>備考 市内又は所沢市、<u>飯能市</u>若しくは<u>狭山市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等が使用する場合は、規定使用料に100分の50を加算する。</p>

入間市勤労福祉センター設置及び管理条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>別表（第13条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 市内又は所沢市、<u>飯能市、狭山市</u>若しくは<u>日高市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等が使用する場合は、規定使用料に100分の50を加算する。</p>	<p>別表（第13条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 市内又は所沢市、<u>飯能市</u>若しくは<u>狭山市</u>の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等が使用する場合は、規定使用料に100分の50を加算する。</p>

入間市老人福祉センター設置及び管理条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>別表（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 <u>所沢市、飯能市、狭山市又は日高市</u>の区域内に居住する者は、市内に居住する者と同様に取り扱うものとする。</p>	<p>別表（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 <u>所沢市、飯能市又は狭山市</u>の区域内に居住する者は、市内に居住する者と同様に取り扱うものとする。</p>